

高砂市成年後見制度利用促進基本計画（案）に対する意見募集結果について

募集期間：令和3年12月22日（水）から令和4年1月21日（金）まで

意見者数：3名

意見件数：延べ4件（意見を項目別で集計）

番号	ご意見	市の考え
1	<p>現在、地域の課題に取り組むために、各地区で支え合いづくり協議会が作られていると思いますが、その協議会と地域連携ネットワーク協議会（仮称）との関係性はどうなるのか。</p>	<p>各地域の支え合いづくり協議会は、高齢者を地域で支え合う体制づくりを推進していくための協議会です。この協議会は、多様なサービス提供主体の参画が求められることから、地域において様々な団体や組織に属する方等がメンバーとなっており、地域ごとのニーズに、その地域にある資源で応えていく取組を進めています。</p> <p>一方、高砂市成年後見制度利用促進基本計画で目標として掲げている地域連携ネットワーク協議会（仮称）は、成年後見制度が必要な人を見守り、本人の状況を把握しながら必要な支援を行うチームに対し、専門職団体や様々な関係機関が連携し必要な支援を行うためのネットワーク（合議体）のことを言います。</p> <p>上記のとおり、この二つの協議会に求められる役割は異なります。とはいえ、構成メンバーが重なることがあり、また、支援する対象が同一人物となることも考えられるため、両協議会がうまく連携しながら対象者の支援を行っていくことが理想的な関係であると考えます。</p>
2	<p>29ページ記載のステップ2では、成年後見支援センターが発展し、権利擁護センターとなっていくような図となっていますが、二つの違いが分かりにくいので、どんな条件がクリアできれば権利擁護センターになるかという説明があるほうがいいのでは。</p>	<p>本計画は高砂市内の成年後見制度の利用促進を図るためのものです。将来的に成年後見支援センターを権利擁護センターに発展させる予定としておりますが、本計画では定義づけることは妥当ではないと考えています。</p> <p>なお、権利擁護センターは、虐待等の成年後見制度だけでは解決できない事案にも対応する必要があるため、どのような機能を備えるかは、成年後見支援センター設立</p>

		後に行う検証を経て具体化していきます。
3	32ページのステップ2の図では、成年後見支援センターが主な相談先であるイメージとなっていますが、ステップ1の図でも中核機関（市）が主な相談先であるイメージにする必要があるのではないかと。	ステップ1の段階では、市は中核機関として地域連携ネットワークのコーディネーターを行います。成年後見制度の相談については、市の窓口以外にも、従来どおり地域包括支援センター及び障がい者基幹相談支援センターでも相談を行い、各機関が連携して対応していきますので、現行のような記載となっています。
4	成年後見制度は手続きが複雑で、金銭面で問題を抱えている方が多い。申立て等の手続きや、報酬費用を支援する仕組みを充実させてほしい。	令和3年度から「高砂市権利擁護支援専門職バンク」を運用しており、相談や申立について、司法書士等の専門職の支援を受けることができます。また、費用の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある方に対する報酬助成の制度があります。これらの制度の活用を含め、成年後見制度の利用促進につながる取組を今後も充実させていきます。